

令和4年4月相良村農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和4年4月8日（金） 午前9時開会

2. 開催場所 役場2階会議室

3. 出席委員（9人）

会長(10番) 渡邊 和夫 職務代理人(3番) 冨永 得治
(1番) 西田 義和 (2番) 永田 熊信 (4番) 高岡 重盛
(5番) 宮原 清人 ~~(6番) 川邊 美津子~~ (7番) 平川 真由美
(8番) 内元 幸一郎 (9番) 岩坂 博行
地区推進委員
信國 敏彦 尾方 豊和 岩崎 盛光 伊東 明継 中竹 宏一
~~杉本 和博~~

4. 欠席委員：農業委員（1人） 最適化推進委員（1人）

5. 議事日程

日程第1 議案第11号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

日程第2 議案第12号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見について

そ の 他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 平田 智博
農地係長 田端 忠

7. 会議の概要

開会：午前9時00分

議長	<p>1 開会・議長挨拶</p> <p>おはようございます。</p> <p>本日は、6番委員、柳瀬地区推進委員が欠席ですが、相良村農業委員会会議規則第6条の規定により総会は成立します。</p> <p>只今から、令和4年4月相良村農業委員会総会を開会します。</p> <p>相良村農業委員会会議規則第4条の規定により、私が議長として議事を進行させていただきます。</p>
議長	<p>2 議事録署名委員の指名について</p> <p>議事録署名委員は、9番委員、1番委員の2名を指名します。よろしくお願いします。</p> <p>これより、議題に沿って会議を進めます。議案が2議案で、案件は37件です。</p>
議長	<p>3 議 事</p> <p>議案第11号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について</p> <p>はじめに、議案第11号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について審議します。1番については、5番委員に関する案件なので、相良村農業委員会会議規則第10条の規定に基づく議事参与制限により当該事案の審議開始から終了まで、退席をお願いします。</p> <p>(5番委員退席)</p>
議長	<p>それでは、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第11号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権賃借）の承認について、ご説明いたします。番号1、大字柳瀬字今村、地目は田が1筆、面積は1,394㎡です。新規の賃貸借で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10a当たり5,000円です。以上です。</p>

議長	引き続き、本件について柳瀬地区推進委員に報告をお願いします。
柳瀬地区推進委員	借人の方が一応現場で確認しました。もともと耕運はしてあって、区画も区切っていたのですが何も作ってなくて、今度借人が芋を作るということで、現場もきれいにしとあり貸す人もきれいにしとよかつたというこゝで、別に問題ありません。
議長	<p>ただいま、事務局からの説明と柳瀬地区推進委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。ここで5番委員の入室を許可します。</p> <p>(5番委員入室・着席)</p>
議長	次に2番と3番については、利用権の設定を受ける者が同一につき一括して審議いたします。それでは、事務局の説明をお願いします。
事務局	番号2、大字柳瀬六反田、地目は田が1筆、面積は3,313㎡です。賃貸借の再設定で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10a当たり15,000円です。番号3、大字柳瀬字風呂前及び陣之内、地目は田が5筆、合計面積は4,960㎡です。新規の賃貸借で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10a当たり玄米60kgです。以上です。
議長	引き続き、本件について5番委員に報告をお願いします。
5番委員	先月、借り手に聞いたところ六反田の方は再設定ということで問題ありません。新規の方は今まで貸していた方が作らないということだ

議長	<p>ったので生産組合の方で受けて作るということでした。</p> <p>ただいま、事務局からの説明と5番委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に4番について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号4、大字柳瀬字入口、地目は田が1筆、面積は661㎡です。新規の賃貸借で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10a当たり20,000円です。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について7番委員に報告をお願いします。</p>
7番委員	<p>4月3日に伺って話を聞いてきました。以前は他の方が作っていたのですが作るのにちょっと困難と言われて、受け手の方に頼まれたようです。内容は記載されているとおり間違いありませんでした。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明と7番委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に5番について、事務局の説明をお願いします。</p>

事務局	<p>番号 5、大字柳瀬字村ノ上、地目は田が 2 筆、合計面積は 2,370 m²です。賃貸借の再設定で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は 5 年で賃借料は 2 筆で玄米 180 kg です。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について 7 番委員に報告をお願いします。</p>
7 番委員	<p>これも 4 月 3 日に伺って話を聞いてきました。再設定で記載されているとおり間違いありませんでした。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明と 7 番委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に 6 番について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号 6、大字柳瀬字井沢原及び新並木、地目は田が 3 筆、合計面積は 5,336 m²です。賃貸借の再設定で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は 5 年で賃借料は 3 筆で 75,000 円です。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について 7 番委員に報告をお願いします。</p>
7 番委員	<p>これも 4 月 3 日に柳瀬地区推進委員が伺ってきました。再設定で記載されているとおり間違いありませんでした。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明と 7 番委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>

議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に7番について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号7、大字柳瀬字浜ノ上、地目は畑が3筆、合計面積は5,910㎡です。新規の使用貸借で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は令和4年10月31日までです。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について3番委員に報告をお願いします。</p>
3番委員	<p>4月1日に柳瀬地区推進委員と確認に行きまして、耕作放棄地解消対策事業で造成されたものであり、今年の10月までの使用貸借ということで、それ以降も借りたいとの話でした。以上です。</p>
議長	<p>樹園地は何を。</p>
3番委員	<p>樹園地としてありますが畑です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明と3番委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に8番について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号8、大字川辺字別府原、地目は田が1筆、面積は1,433㎡です。</p>

	<p>賃貸借の再設定で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10a当たり20,000円です。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について深水地区推進委員に報告をお願いします。</p>
深水地区推進委員	<p>日曜日に別々で確認してきましたけど、受人のほうですけども再設定で問題ありません。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明と深水地区推進委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に9番について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号9、大字川辺字高原、地目は畑が2筆、合計面積は5,867㎡です。新規の賃貸借で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は2筆で56,000円です。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について川辺地区推進委員に報告をお願いします。</p>
川辺地区推進委員	<p>これは、4月1日に会長と確認をしております。この農地は新規でございませけれども、以前から耕作されていたところ今回新規で上がってます。議案内容に問題ありません。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明と川辺地区推進委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>

議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に 10 番から 13 番については、利用権の設定を受ける者が同一につき一括して審議いたします。それでは、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号 10、大字川辺字中溝、地目は田が 1 筆、面積は 2,274 m²です。賃貸借の再設定で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は 3 年で賃借料は 10 a 当たり 30,000 円です。番号 11、大字川辺字松馬場、地目は田が 1 筆、面積は 1,995 m²です。賃貸借の再設定で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は 3 年で賃借料は 10 a 当たり 30,000 円です。番号 12、大字川辺字西鶴、地目は田が 1 筆、面積は 2,706 m²です。賃貸借の再設定で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は 3 年で賃借料は 10 a 当たり 31,063 円です。番号 13、大字川辺字西鶴、地目は田が 1 筆、面積は 1,157 m²です。賃貸借の再設定で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は 3 年で賃借料は 10 a 当たり 31,063 円です。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について川辺地区推進委員に報告をお願いします。</p>
川辺地区推進委員	<p>先日、2 番委員と一緒に行っておりまして、議案に記載されているとおりのことでした。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明と川辺地区推進委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p>

	(異議なしの声)
議長	ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に14番について、事務局の説明をお願いします。
事務局	番号14、大字柳瀬字浜ノ上、新並木、堂ノ尾、三石、地目は田が8筆、合計面積は9,653㎡です。新規の賃貸借で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は8筆で70,000円です。以上です。
議長	引き続き、本件について3番委員に報告をお願いします。
3番委員	4月1日に本人たちに確認して、8筆で70,000円は安いという話が出るかもしれないが、840-3とか840-5と956は、水が当たりにくいところなのでなかなか水田が作れないので畑作になっているのでこの値段で決めた。貸す方もそれでいいと言っているとのこと。以上です。
議長	ただいま、事務局からの説明と3番委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。
	(意見なしの声)
議長	ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。
	(異議なしの声)
議長	ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に15番から20番については、利用権の設定を受ける者が同一につき一括して審議いたします。それでは、事務局の説明をお願いします。
事務局	番号15、大字柳瀬字二反田、地目は田が1筆、面積は929㎡です。新規の賃貸借で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10a当たり玄米60kgです。番号16、大字柳瀬字二反田、地目は田が1筆、面積は1,277㎡です。新規の賃貸借で、利用権を設定する者及び利用権の

	<p>設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10a当たり玄米60kgです。番号17、大字柳瀬字二反田、地目は田が2筆、合計面積は348㎡です。新規の賃貸借で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10a当たり玄米60kgです。番号18、大字柳瀬字二反田、地目は田が1筆、面積は1,258㎡です。新規の賃貸借で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10a当たり玄米60kgです。番号19、大字柳瀬字西村、地目は田が3筆、合計面積は3,265㎡です。新規の賃貸借で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10a当たり15,000円です。番号20、大字柳瀬字西村、地目は田が1筆、面積は2,736㎡です。新規の賃貸借で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10a当たり玄米60kgです。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>引き続き、本件について5番委員に報告をお願いします。</p>
<p>5番委員</p>	<p>15から18は前に作られていた方が狭くて水害に合うので作らないということだったので、生産組合に作って欲しいとのことでした。19と20ですが、民家の近くで、ここも1枚になっているので嫁さんが畔を作ってくれと言ったが、作らないと言ったらそのままいいので作ってくれとのことでした。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいま、事務局からの説明と5番委員から報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
<p>議長</p>	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
<p>議長</p>	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に、21番から25番については、利用権の設定を受ける者が同一につき一括して審議いたします。それでは、事務局の説明をお願いします。</p>

事務局	<p>番号 21、大字深水字平、地目は畑が 1 筆、面積は 1,088 m²です。新規の使用貸借で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は 5 年です。</p> <p>番号 22、大字柳瀬字吉ノ尾、地目は田が 1 筆、面積は 1,475 m²です。新規の賃貸借で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は 5 年で賃借料は 10 a 当たり 23,000 円です。番号 23、大字柳瀬字立神、地目は田が 3 筆、畑が 2 筆、合計面積は 9,373 m²です。新規の賃貸借で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は 5 年で賃借料は 10 a 当たり 23,000 円です。番号 24、大字川辺字上高原、城ノ上、地目は畑が 7 筆、合計面積は 18,126 m²です。新規の使用貸借で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は 5 年です。番号 25、大字川辺字高原、城ノ上、大字深水字渡瀬、台原、買元、平、鳥越、地目は田が 6 筆、畑が 13 筆で、合計面積は 34,224 m²です。新規の使用貸借で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は 5 年です。以上です。</p>
議長	引き続き、本件について、21 番と 24 番 25 番は私が報告をします。
議長	21 番と 24 番、25 番は息子さんの方で耕作されるということで、今までどおり現地を確認して本人から承諾を受けました。
議長	22 番と 23 番について、3 番委員に報告をお願いします。
3 番委員	22 番、23 番について、半分は村が用地買収した残りといいますが、もともと全部買う形で村が言っていたので契約していなかったが、村が半分しか買わなかったので、残りをまた借りてほしいという話だそうです。
議長	<p>ただいま、事務局からの説明と委員から報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。

	(異議なしの声)
議長	ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に、26番について、事務局の説明をお願いします。
事務局	番号26、大字川辺字朝ノ迫、地目は畑が1筆、面積は17,695㎡の内の5,850㎡です。新規の賃貸借で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10a当たり5,000円です。以上です。
議長	引き続き、本件について川辺地区推進委員に報告をお願いします。
川辺地区推進委員	新規になっておりますが、以前は受人の父親の名前になっており、息子に変わったため、新規で上がっています。
1番委員	ここ全部ですか。
川辺地区推進委員	いえ、このうちの一部です。全体では17,000㎡からあります。斜面は栗を植えてあり、畜舎もありまして、残りの一部になります。
議長	ただいま、事務局からの説明と川辺推進委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。
	(意見なしの声)
議長	ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。
	(異議なしの声)
議長	ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に27番について、事務局の説明をお願いします。
事務局	番号27、大字柳瀬字風呂前、地目は田が1筆、面積は1,209㎡です。新規の賃貸借で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10a当たり玄米60kgです。以上です。

議長	引き続き、本件について5番委員に報告をお願いします。
5番委員	はい、これも先ほどの件と同じでありまして、以前、耕作されていた方が、水害にあったので復旧中であり、見た感じ表土が薄い感じがするので、役場に相談しているが、作られるか心配しているところです。管理は生産組合のほうでしていただくようになっています。
議長	<p>ただいま、事務局からの説明と5番委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に28番から32番については、農業公社の分になります。それでは、一括して事務局からの説明をお願いします。
事務局	<p>28番から32番は農業公社分になります。</p> <p>番号28、大字柳瀬字浜ノ上、新並木、吉ノ尾、地目は田が3筆、合計面積は3,534㎡です。賃貸借の再設定で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は10年で賃借料は10a当たり20,000円です。番号29、大字柳瀬字入口、地目は田が1筆、面積は1,967㎡です。賃貸借の再設定で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は10年で賃借料は1筆で玄米180kgです。番号30、大字柳瀬字村ノ上、地目は田が1筆、面積は1,838㎡です。使用貸借の再設定で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は10年です。番号31、大字柳瀬字入口、地目は田が1筆、面積は681㎡です。使用貸借の再設定で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は10年です。番号32、大字川辺字中高原、地目は畑が4筆、合計面積は4,973㎡です。新規の賃貸借で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおり</p>

議長	<p>です。期間は10年で賃借料は10a当たり5,000円です。以上です。</p> <p>ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。</p>
議長	<p>次に、所有権移転について審議いたします。農業公社の分になります。それでは、1番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>所有権移転について説明します。農業公社分になります。</p> <p>番号1、大字川辺字中高原、地目は畑が1筆、面積は1,003㎡です。所有権を移転する者及び所有権の移転を受ける者は議案に記載されているとおりです。売買価格は300,000円で、10aあたりに換算すると300,900円です。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について川辺地区推進委員に報告をお願いします。</p>
川辺地区推進委員	<p>3月16日に事務局で管理機構と売り渡す方と、私が立ち合いをしました。麦が植えてあるので麦の後6月頃に引き渡しとのことでした。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明と川辺地区推進委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>

議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>議案第 12 号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見について</p>
議長	<p>次に、議案第 12 号農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見について審議します。1 番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 12 号農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画（案）について、ご説明いたします。</p> <p>番号 1、大字柳瀬字浜ノ上、新並木、吉ノ尾、地目は田が 3 筆、合計面積は 3,534 m²です。権利種別は機構法賃貸借による転貸しで、権利を設定する農用地及び権利の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は 10 年で賃借料は 10 a 当たり 20,000 円です。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>（意見なしの声）</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>（異議なしの声）</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に 2 番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号 2、大字柳瀬字村ノ上、地目は田が 1 筆、面積は 1,838 m²です。権利種別は機構法使用貸借による転貸しで、権利を設定する農用地及び権利の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は 10 年です。以上です。</p>

議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に3番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号3、大字柳瀬字入口、地目は田が1筆、面積は681㎡です。権利種別は機構法使用貸借による転貸しで、権利を設定する農用地及び権利の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は10年です。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p>
1番委員	<p>土地改良費はどちらが払うのか。受ける側が払うのかな。たぶんそうでしょうね。</p>
議長	<p>他にご意見ございませんか、ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に4番については、7番委員に関する案件なので、相良村農業委員会会議規則第10条の規定に基づく議事参与制限により当該事案の審議開始から終了まで、退席をお願いします。</p> <p>(7番委員退席)</p>
議長	<p>それでは、事務局の説明をお願いします。</p>

事務局	<p>番号 4、大字柳瀬字入口、地目は田が 1 筆、面積は 1,967 m²です。権利種別は機構法賃貸借による転貸しで、権利を設定する農用地及び権利の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は 10 年で賃借料は 1 筆で玄米 180 kg です。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。ここで 7 番委員の入室を許可します。</p>
議長	<p>これをもちまして、本日提案しました議案は全て終了しました。</p> <p>その他</p> <p>(1) 次回の総会の開催日について 5 月 10 日 (火)、午前 9 時から</p> <p>3 閉会</p>
議長	<p>それでは、これで本日の総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。</p>

閉会：午前 9 時 47 分

会議の内容に相違なき事を認め、ここに署名する。

令和 4 年 4 月 8 日

相良村農業委員会

署名委員 9 番 ㊟

署名委員 1 番 ㊟